

資料58 水質汚濁に係る規制措置の状況

根拠法令	水質汚濁防止法		水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例
排水口に係る濃度の基準	有害物質以外 (対象) 法に基づく特定事業場のうち日平均排水量50m ³ 以上	BOD	160(120)
		COD	160(120)
		SS	200(150)
		ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	30
		フェノール	5
		pH	5.0~9.0(海域へ排出) 5.8~8.6(海域以外へ排出)
		ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	5
		銅	3
		亜鉛	2
		溶解性鉄	10
		溶解性マンガン	10
		クロム	2
		大腸菌群数	3,000
		窒素	120(60)
		りん	16(8)
		この他に瀬戸内流域の事業場に対し、CODについて総量規制が適用されます。	
有害物質	(対象) 法に基づく特定事業場	カドミウム及びその化合物	0.1
		シアノ化合物	1
		有機燐化合物	1
		六価クロム化合物	0.5
		鉛及びその化合物	0.1
		砒素及びその化合物	0.1
		水銀及びアルキル水銀	0.005
		その他の水銀化合物	
		アルキル水銀化合物	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	0.003
		トリクロロエチレン	0.3
		テトラクロロエチレン	0.1
		ジクロロメタン	0.2
		四塩化炭素	0.02
		1, 2-ジクロロエタン	0.04
		1, 1-ジクロロエチレン	0.2
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
		1, 1, 1-トリクロロエタン	3
		1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
		1, 3-ジクロロプロパン	0.02
		チラウム	0.06
		シマジン	0.03
		チオベンカルブ	0.2
		ベンゼン	0.1
		セレン及びその化合物	0.1
		ほう素及びその化合物	230(海域へ排出) 10(海域以外へ排出)
		ふつ素及びその化合物	15(海域へ排出) 8(海域以外へ排出)
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*
	* アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量		
条例に基づく規制項目			京都府環境を守り育てる条例
			(対象) 条例の特定工場等のうち日平均排水量50m ³ 以上
			ニッケル
			2
	(注) 単位はmg/l		
	* この他に、特定工場に対し、BOD、COD及びSSについて汚濁負荷量規制があります。		